

2014/4/1

## 地理情報標準プロファイル (JPGIS) 一部改正について

平成 26 年 4 月 1 日に、国土地理院から「地理情報標準プロファイル (JPGIS)」を一部改正し、「地理情報標準プロファイル (JPGIS) 2014」が公開されました。

### 1. 主旨

平成 21 年 5 月に「地理情報標準ファイル (JPGIS) Ver2.1」が公開されてから、約 5 年が経つ。その間、主に次の動向があった。

- ① 国土交通省告示第 1144 号 (地理空間情報活用推進基本法 (以下、「基本法」という。) 第十六条第一項の規定に基づく地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報の整備に係る技術上の基準) (平成 24 年 5 月 25 日 一部改正) が施行された。
- ② JIS X 7114 (品質評価手順)、JIS X 7155 (場所識別子 (PI) アーキテクチャ)、JIS X 7136 (地理マーク付け言語 (GML))、JIS X 7123 (被覆の幾何及び関数のためのスキーマ)、JIS X 7197 (SVG に基づく地図の表現及びサービス)、JIS X 7115 (メタデータ) (追補)、JIS X 7111 (座標による空間参照) (改正) 及び JIS X 7131 (データ製品仕様) の、計 8 規格が制定された。

「地理情報標準プロファイル (JPGIS) 2014」の特長は、まえがきで「このプロファイルを地理空間情報で実践的に活用する」旨を明記したことである。「地理情報標準ファイル (JPGIS) Ver2.1」のまえがきでは、プロファイルの仕様と目的を記載していた。主な特長は、次の通りである。

- このプロファイルが実用標準であること。
- 地理データは地理空間データとして、基本法第 2 条で定義された地理空間情報として用いること。

つまり地理空間情報の整備は、「地理情報標準プロファイル (JPGIS) 2014」で定める規格に基づくこと、かつ、作業規程の準則』第 8 条 2 項で示す、「計画機関は、測量成果である基盤地図情報の整備及び活用に努めるものとする。」を実践することである。「地理情報標準プロファイル (JPGIS) 2014」は、いわば基盤地図情報に係る基準を満たす準法律としての位置づけにある。

### 2. 概要

「地理情報標準プロファイル (JPGIS) 2014」は、「地理情報標準ファイル (JPGIS) Ver2.1」の内容に対し、次の点を主に反映した。

- 国土交通省告示第 1144 号の反映
  - ①ISO 19118（地理情報—符号化）⇒ISO19118(2011)（地理情報—符号化）へ変更
  - ②ISO 19136（地理情報—地理マーク付け言語）の新規追加
  - ③ISO 19118（地理情報—符号化）付属書Aの削除。②を使用することに変更。
  
- 1.②で制定された JIS 規格 8 項目の内、次の 5 規格を新規追加
  - ①JIS X 7111（座標による空間参照）（改正）
  - ②JIS X 7115（メタデータ）（追補）
  - ③JIS X 7123（被覆の幾何及び関数のためのスキーマ）
  - ④JIS X 7131（データ製品仕様）
  - ⑤JIS X 7136（地理マーク付け言語（GML））

以上